

天草市資格取得支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条。以下「規則」という。）に基づき、市内中小企業者における、人材育成の基盤の構築及び人材育成を促進することを目的とし、従業員の資格及び講習等の取得又は修了に要する経費の支援に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人に該当するものをいう。

2 この要領において、「従業員」とは、中小企業者が雇用するものをいう。ただし、中小企業者の代表者及び役員を除くものとする。

(補助対象資格等)

第3条 補助金の交付の対象となる資格及び講習等（以下「補助対象資格等」という。）は、国又は都道府県が認定するものとする。

2 補助対象資格等は、従業員が中小企業者の雇用期間中かつ新たに取得した補助対象資格等に限るものとし、並びに取得日又は修了日が第7条に基づく提出日から起算して前1年以内であるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、補助対象資格等を取得又は修了した従業員を雇用する中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 天草市内に本店を有する法人又は天草市内に住所を有している個人事業者で、市内で事業を行っているもの

(2) 天草市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意するもの

(3) 従業員を従業員の補助対象資格等の取得日又は修了日から申請日まで6か月以上継続して雇用し、及び申請日以降も引き続き雇用する予定であるもの

(4) 補助対象資格等の取得又は受講に要した費用の支払いを行い、完了しているもの

(5) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でないもの

(6) 前各号に掲げるものの他、第1条に掲げる目的に照らし、適当でないと市長が判断したものではないもの

(補助対象期間)

第5条 補助の対象期間は、従業員の補助対象資格等の取得日又は修了日から遡って12か月以内(以下「補助対象期間」という。)とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象期間に支払った費用(消費税及び地方消費税相当額は含まない。)で、次の各号に定めるとおりとする。ただし、ほかの公的制度(厚生労働省の教育訓練給付金を含む。)や業界団体から補助を受けている場合は、当該補助額を除いた額を補助対象経費とする。

- (1) 補助対象資格等の取得又は修了のための学習に要した講座受講費用、教習費用、テキスト代、教材費
- (2) 補助対象資格等の受験又は受講に要した受験料、受講料、検定料、証紙代、受験時に使用する専用道具の購入費用
- (3) 補助対象資格等の免状等の登録又は交付に要した免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料等の費用
- (4) 補助対象資格等の受験又は受講のために要した公共交通機関を利用した交通費、宿泊費

2 補助金の額は、前項の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、1件の資格試験又は講習受講に際して従業員1名あたり15万円を限度とする。

(補助金交付の申請及び請求)

第7条 補助対象者でこの補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、天草市資格取得支援事業補助金交付申請(請求)書兼実績報告書(様式第1号の1)に次の各号に掲げる書類を添付し、雇用期間が従業員の補助対象資格等の取得日又は修了日から6か月を満了した日から雇用期間が従業員の補助対象資格等の取得日又は修了日から1年を経過する日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)までに市長に提出し、申請及び請求しなければならない。

- (1) 天草市資格取得支援事業に係る宣誓・就業証明書(様式第1号の2)
- (2) 天草市資格取得支援事業に係る事業報告書(添付書類1)(様式第1号の3)
- (3) 補助対象資格等の取得又は修了を証明する書類等の写し
- (4) 天草市資格取得支援事業に係る補助対象経費整理表(添付書類2)(様式第1号の4)
- (5) 補助対象経費に係る領収書等(経費の内訳がわかるもの)の写し
- (6) 市税等納付状況調査同意書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定、額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、天草市資格取得支援事業補助金交付決定通知書及び確定通知書(様式第3号の1)により、申請者に通知するとともに決定した金額を支払うものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、天草市資格取得支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号の2)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。